

おおい町多世帯近居住宅取得支援事業補助金交付要綱

（ 令和7年4月1日
告示第129号 ）

（趣旨）

第1条 この要綱は、おおい町多世帯近居住宅取得支援事業補助金（以下「本補助金という。」）の交付について、おおい町補助金等交付規則（平成18年おおい町規則第32号）及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱（平成22年おおい町告示第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本補助金は、おおい町（以下「本町」という。）において直系親族と多世帯近居しようとする者に対して、一戸建て住宅の取得に要する費用の一部を助成することにより、子育てや介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯近居の推進を図るとともに、本町への定住促進を目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 世帯 住居と生計を共にしている人々の集まりをいう。
- （2） 近居 直系親族の世帯が同一小学校区内に新たに別に居住することをいう。
ただし、直系卑属の単独世帯は除く。
- （3） 町内事業者 町内の個人事業者又は事務所等（本町に法人町民税の法人等の設立・事務所等の設置届を提出しているものに限る。）を置く事業者をいう。
- （4） 町外事業者 町内事業者以外の事業者

（補助対象の住宅）

第4条 本補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、一戸建て住宅とする。ただし、その住宅の床面積の2分の1以上を居住の用に供されるものに限る。

- 2 国、県、町等の他の補助事業により補助対象となる住宅は対象とならない。ただし、この要綱による補助対象経費と他の補助事業による補助対象経費を明確に区分できるときは、この限りでない。

（交付対象者）

第5条 本補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 新たに直系親族と近居する者
- （2） 市町村税を滞納していない者
- （3） 建設又は購入した住宅に5年以上居住する者

- (4) 過去に本補助金を受給していない者
 - (5) 次のいずれかに該当する者
 - ア 近居するために、一戸建て住宅を建設する者（以下「住宅建設者」という。）
 - イ 近居するために、一戸建て住宅を購入する者（以下「住宅購入者」という。）
- 2 国、県、町等の他の補助事業により補助対象となる者は対象とならない。ただし、この要綱による補助対象経費と他の補助事業による補助対象経費を明確に区分できるときは、この限りでない。

（補助対象経費）

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 住宅建設者にあつては、対象住宅の建設に要する経費のうち住居の部分に係るもの（土地の購入に要する経費を除く。）とする。
- (2) 住宅購入者にあつては、3親等以内の親族からの購入を除き、対象住宅の購入に要する経費のうち住居の部分に係るもの（土地の購入に要する経費を除く。）とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の区分により次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の経費
 - ア 町内事業者により建設した住宅 100万円
 - イ 町外事業者により建設した住宅 50万円
 - (2) 前条第2号の経費
 - ア 町内事業者又は個人から購入した住宅 補助対象経費の5分の4（限度額100万円）
 - イ 町外事業者から購入した住宅 補助対象経費の5分の4（限度額50万円）
- 2 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てる。
- 3 補助金の交付は、一の住宅につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第8条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅建設者 おおい町多世帯近居住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び別表1に掲げる書類
 - (2) 住宅購入者 おおい町多世帯近居住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び別表2に掲げる書類
- 2 前項第1号及び第2号にかかる書類は、当該住宅に居住開始後6カ月以内に提出しなければならない

（補助金の交付決定等）

第9条 町長は、前条の規定による交付申請書を受領したときは、当該申請の内容を審

査し及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは補助金の交付を決定し、おおい町多世帯近居住宅取得支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、おおい町多世帯近居住宅取得支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（補助金の返還等）

第11条 町長は、申請者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

（1） 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

（2） 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（3） 前2号のほか、本要綱に定める補助金交付の要件を欠くに至ったとき。

2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、おおい町補助金等交付規則の定めるところにより補助金を返還しなければならない。

（報告、調査及び指示）

第12条 町長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

（個人情報の利用目的）

第13条 町長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（令和6年度中に補助金の交付の対象となる者に関する特例）

2 令和6年度中に第5条に規定する補助金の交付の対象となる者については、令和7年度中に第8条の規定による申請を行う場合に限り、この要綱の規定に基づき補助金を交付することができる。この場合において、第8条第2項中「6カ月以内」とあるのは、「令和7年度末まで」とする。

（おおい町多世帯近居住宅取得支援事業補助金交付要綱の廃止）

3 おおい町多世帯近居住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成29年おおい町告示第69号）は廃止する。

申請書に添付する関係書類（第8条関係）

別表1

| | |
|-----------|---|
| (1) 住宅建設者 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事請負契約書又は請書の写し (2) 領収証の写し (3) 多世帯近居住宅取得概要書（建設）（様式第2号） (4) 図面（付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、敷地求積図、立面図）及び完成写真 (5) 住宅建設者世帯の納税証明書 (市町村税の全税目に滞納がないことを証明するもの) (6) 近居者を含む世帯全員の住民票 (7) 近居者との関係を示すもの（戸籍謄本等） (8) 登記済証の写し (9) 誓約書（様式第4号） (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 |
|-----------|---|

別表2

| | |
|-----------|--|
| (2) 住宅購入者 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 売買契約書の写し (2) 領収証の写し (3) 多世帯近居住宅取得概要書（購入）（様式第3号） (4) 付近見取図及び現況写真 (5) 住宅購入者世帯の納税証明書 (市町村税の全税目に滞納がないことを証明するもの) (6) 近居者を含む世帯全員の住民票 (7) 近居者との関係を示すもの（戸籍謄本等） (8) 登記済証の写し (9) 誓約書（様式第4号） (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 |
|-----------|--|